



福島医発第 2004 号（地）

平成 30 年 10 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平成 30 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 30 年 3 月 13 日付け福島医発第 3110 号（地）「平成 30 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、下記通知についての一部訂正の事務連絡（平成 30 年 10 月 9 日付け「平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」）が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、本会ホームページ「平成 30 年度診療報酬改定について」へ掲載いたします。

記

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 203)

平成 30 年 10 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平成 30 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 30 年 3 月 6 日付日医発第 1125 号（保 212）「平成 30 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）

【添付資料】

平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

（平成 30 年 10 月 9 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡

平成30年10月 9 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 2 号）（別添 1）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 3 号）（別添 2）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成30年3月5日保医発0305第2号)

別添4

特定入院料の施設基準等

第15 精神科救急入院料

4 看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目 (オを除く) のうち、2項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア、~~イ~~ウ、エ及び~~カ~~カまでのうち、2項目以上を満たしていること。

ア～カ (略)

(4) (略)

5 届出に関する事項

(1) 精神科救急入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式8、様式9、様式20(精神保健指定医については、備考欄に指定番号を記載すること。)、様式53及び様式54を用いることとし、当該病棟の配置図(隔離室の位置が分かるもの。)を添付すること。「注5」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式8、様式9、様式13の3及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式48を用いること。なお、当該加算の様式48に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。ただし、当該加算に係る前年度における看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年7月において様式13の3を届け出ること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略することができること。なお、平成30年7月の届出において平成30年度改定前の基準で届け出ても差し支えないが、平成31年7月の届出以降においては平成30年度改定後の基準で届け出ること。

(2) (略)

第16の2 精神科救急・合併症入院料

2 看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目 (オを除く) のうち、2号項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア、イ及びウ、エ及びカまでのうち、2号項目以上を満たしていること。

ア～カ (略)

(4) (略)

3 届出に関する事項

精神科救急・合併症入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20（精神保健指定医については、備考欄に指定番号を記載すること。）、様式53及び様式55を用いることとし、当該病棟の配置図（合併症ユニット及び隔離室の位置が分かるもの。）を添付すること。「注5」に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式8、様式9、様式13の3及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式48を用いること。なお、当該加算の様式48に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。ただし、当該加算に係る前年度における看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、毎年7月において様式13の3を届け出ること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の届出を略することができること。なお、平成30年7月の届出において平成30年度改定前の基準で届け出ても差し支えないが、平成31年7月の届出以降においては平成30年度改定後の基準で届け出ること。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規・7月報告）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況

(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日	新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日
☐	☐	夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注13)	年 月 日	☐	☐	看護補助加算 1・2・3 (該当するものに○をつけること)	年 月 日
☐	☐	看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	年 月 日	☐	☐	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年 月 日
☐	☐	急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	☐	☐	看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年 月 日
☐	☐	夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	☐	☐	看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

平成 年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: _____ 職種: _____
イ 看護職員の勤務状況の把握等	
(ア) 勤務時間	平均週 _____ 時間 (うち、時間外労働 _____ 時間)
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	☐ 勤務後の暦日の休日の確保 ☐ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 _____ (具体的に: _____)
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 _____ (具体的に: _____)
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____ 回/年 参加人数: 平均 _____ 人/回 参加職種(_____)
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	☐ 計画策定 ☐ 職員に対する計画の周知
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: _____)

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	☐ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	☐ 薬剤師 ☐ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☐ その他(職種 _____)
ウ 看護補助者の配置	☐ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☐ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	☐ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	☐ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☐ 夜勤の減免制度 ☐ 休日勤務の制限制度 ☐ 半日・時間単位休暇制度 ☐ 所定労働時間の短縮 ☐ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	2)急性期看護補助体制加算 (夜間看護体制加算)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1)	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5／精神科救急・合併症入院料の注5)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐	☐	☐	☐	☐	☐
(ア)過去1年間のシステムの運用	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
(イ)部署間における業務標準化	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
オ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	☐	☐	☐	☐	☒	☐
カ 看護補助者の夜間配置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ク 夜間院内保育所の設置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
該当項目数	()	()	()	()	()	☐
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	23項目以上	☐

〔記載上の注意〕

- 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。
- 2(3)②カは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、□に「✓」を記入すること。
- 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
 - ・アからウについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
 - ・エについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
 - ・オ及びカについては、様式9
 - ・クについては、院内保育所の開所時間が分かる書類
- 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。
- 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略することができる。
- 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成30年3月5日保医発0305第3号)

別添1

特掲診療料の施設基準等

第57の2の3 人工臓療法

1 人工臓療法に関する施設基準

(1)～(2) (略)

(3) 人工臓療法を行うために必要な次に掲げる検査が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。

ア 血液学的検査

~~赤血球沈降速度~~、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、~~ヘモグロビンA_{1c}~~、~~血液浸透圧~~

イ 生化学的検査

グルコース、~~アミノ酸~~、~~ケトン体~~、~~アミラーゼ~~、~~総窒素~~、尿素窒素、~~総コレステロール~~、~~インスリン~~、~~カルシウム~~、ナトリウム、クロール、カリウム、~~無機リン~~、~~カルシウム~~

(4)～(7) (略)

2 (略)